

平成29年5月30日

弊社に対する行政処分の公表

名鉄バス株式会社

弊社岡崎営業所は、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

平成29年5月30日（火）

2 対象営業所

名鉄バス株式会社 岡崎営業所

3 指摘事項及び違反条項

事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

4 処分の内容

事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）

5 改善措置

事業計画及び運行計画に定める業務の遂行について、乗務員教育の実施、
ならびに教育後の実施状況の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上